

事業名	子どもの居場所支援臨時特例事業	レビュー番号	-	担当部局・課室	子ども家庭局家庭福祉課
-----	-----------------	--------	---	---------	-------------

### 現状分析

- 子育てを取り巻く環境について、核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等により親族や友人からの支援を受けづらい環境に置かれており、孤立し、不安や負担を抱えながら子育てを行っている現状がある(※1)。
- このような孤立した子育て環境は虐待リスクの増大が懸念される(※2)。

(※1) 子育て家庭の置かれている子育ての状況

- ・「子育てで、つらいと感じることがあった」 62.6%
- ・「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」 57.2%
- ・「子育ての悩みや不安を話せる人が少なかった」 55.4%

※上記は、地域子育て支援拠点を利用している母親に対し、拠点を利用する前の自身の子育ての状況をたずねたもの

【出典】NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)

(※2) 児童相談所の児童虐待相談対応件数

平成30年度	159,838件
令和元年度	193,780件 (+33,942件)
令和2年度	205,044件 (+11,264件)

### 課題

- 課題を抱えている子ども・子育て家庭への支援は、メニューと量ともに不足しており(※1)、特に学齢期以降の課題を抱えた子どもに対しては居場所に関する支援メニューが不足している(※2)。
- このため、家庭や学校に居場所のない子どもが、安心して過ごせる居場所を提供し、必要な支援を包括的に取り組む必要があるが、一部の地域のNPO法人等による先駆的な取組にとどまっております(※3)、課題を抱えた子どもに対して確実に支援を差し伸べるためには、事業として制度化していく必要がある。

(※1) 要支援・要保護児童の子育て支援の利用状況

- ・ショートステイ 約0.39日/年
- ・養育訪問支援 約0.78件/年

【出典】第40回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会資料1報告書(案)参考資料より

(※2) 学齢期以降の子どもの居場所に関する支援

- ・放課後児童健全育成支援事業
- ・放課後等デイサービス
- ・子どもの学習・生活支援事業 など

※いずれも、利用に当たって要件が課せられており、課題を抱えた子ども全てに支援が行き届くものとなっていない。

(※3) 先駆的に取り組んでいるNPO法人

- ・NPO法人 Learning for Allの取組

### 事業概要

【新規 既存 モデル 大幅見直し】

- 不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

【実施主体】 市区町村 (NPO法人等に委託可)

【補助率】 国：1/2

